

03(金融庁)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
004030	個人	世界の基軸通貨「広島 鯉(ひろしま コイン)」発行と平和投資銀行の設立による世界平和経済戦略	銀行法第5条2	「前項の政令で定める額は十億円を下回ってはならない。」という条件について、「十億円または十億鯉(コイン)を下回ってはならない。」に変更する。	我が国においては、円を通貨単位とし、政府・日本銀行を通貨の発行主体とした単一通貨制度となっています。 法定通貨でない通貨を資本金に追加することについては、対応困難です。
004040	個人	世界の基軸通貨「広島 鯉(ひろしま コイン)」発行と平和投資銀行の設立による世界平和経済戦略	銀行法第4条	「銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない」という条件を「内閣総理大臣および平和首長会議の免許を受けた者でなければ、営むことができない」に変更する。	銀行業務の健全かつ適切な運営により、信用秩序を維持し、預金者保護を図ることは、国民経済上重要な課題です。 こうした観点から、銀行について、内閣総理大臣の免許を必要としているところ、ご提案については対応困難です。
004050	個人	世界の基軸通貨「広島 鯉(ひろしま コイン)」発行と平和投資銀行の設立による世界平和経済戦略	金融商品取引法第5章第1節第80条	「金融商品市場は、認可金融商品取引業協会を除き、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない」という条件を「平和首長会議および認可金融商品取引業協会を除き」に変更する。	金融商品市場の開設は、有価証券の売買等を公正かつ円滑にし、投資者保護を図る観点から、内閣総理大臣の免許を受けた者又は内閣総理大臣の認可を受けた認可金融商品取引業協会に認められているものであり、ご提案については対応困難です。

03(金融庁)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
038100	山口県 周南市、(株)トクヤマ徳山製造所、東ソー(株)南陽事業所、出光興産(株)徳山事業所、(株)トクヤマロジスティクス、長府工業(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	銀行法第16条の3	現行の議決権の取得の制限を緩和し、女性創業支援会社に関しては、金融機関による5%以上の議決権取得を認める。	銀行の議決権保有制限(5%ルール)については、平成25年6月に成立、昨年4月1日に施行された改正銀行法において、地域経済の再活性化及び企業の再生のための緩和措置が図られました。 新制度において、一定の要件を満たすベンチャービジネス会社について、銀行は投資専門子会社を通じて5%を超えて議決権を保有することが認められております。 更なる要件の緩和に関しては、銀行の健全性に与える影響や新制度の実際の活用状況等を踏まえた慎重な検討を要するところ、要件緩和を直ちに行うことは、適当ではないと考えます。
094012	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	金融商品取引法第29条の4の2 金融商品取引法施行令第15条の10の3 日本証券業協会自主規制規則	発行総額1億円基準の引き上げ、一人当たり投資額50万円基準の引き上げ	インターネットを通じて行う投資型クラウドファンディングの制度整備については、リスクマネーの供給促進という観点からできるだけ参入が容易な制度とすることが重要である一方で、詐欺的な行為に悪用されること等のないよう、投資者保護のための必要な措置を講じることが重要との考え方から、発行総額や投資者一人当たり投資額の上限を設けることが適当とされたところです。 したがって、発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の少額のもののみを扱う者に限って、兼業規制を課さないことや、最低資本金基準の引下げといった参入要件の緩和がなされる「第一種少額電子募集取扱業者」及び「第二種少額電子募集取扱業者」の特例を設けたものです。 本制度については、本年5月29日より施行されたところであり、まずは、現行制度の適切な運用を図っていくことが重要であると考えられます。
094020	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	金融商品取引法第24条、第193条、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項、第1条の2の2、第129条 会社法第435条第2項、会社計算規則第59条	金商法上の単体財務諸表及び会社法上の計算書類でIFRS使用を認める。	提案を実現するためには、会社法で求められている計算書類及び金融商品取引法で求められている単体財務諸表についてIFRSによる作成を可能とする必要があります。その際には、日本基準とIFRSとの差異が計算書類及び財務諸表に与える影響は様々であること等について十分な検討が必要と考えられます。

03(金融庁)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
141010	一般社団法人国際銀行協会	金融商品取引業者とその親子法人等との間の情報共有禁止規定の廃止	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号	第7号の廃止し、金融商品取引業者がグループ内法人と、他のプライバシー法制の許す限度で顧客情報を共有しうるようにすること。	グループ内での非公開情報の共有規制については、これまでも、実務における負担を軽減する観点から、必要な見直しを行ってきたところであるが、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用の防止は現在においても重要な論点であることから、全面的に撤廃することは困難です。
142010	一般社団法人国際銀行協会	外国銀行支店に適用される外国銀行代理業認可制度の廃止	銀行法第52条の2(関連規定:同法第10条第2項第8号の2)	銀行法第52条の2を改正し、既に日本において銀行免許を有する外国銀行支店が追加的な認可を要することなく海外本支店等の提供する商品やサービスを顧客(個人及び法人)に対し柔軟に提供しうるようにすること。	外国銀行代理業務を営む場合の事前認可制度は、そもそも委託者である外国銀行自体には監督権限がないため、不健全な外国銀行による日本国内での金融商品・サービスの提供を排除し、銀行利用者の保護を図る観点から採用しているものです。このため、認可制度を撤廃することは困難と考えます。